

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 令和4・5・6年度 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格・九州沖縄地域）「物品の販売」でD等級以上に格付けされている者であること。なお申請中の場合は申請中と分かる書類を明示するものとする。

2 公告の掲示場所

陸上自衛隊宮古島駐屯地、宮古島商工会議所、西部方面隊ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

3 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 落札決定方法

単価が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

5 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項、押印を省略しない場合は押印が不明瞭なもの。
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (5) 入札書を受領していない者の入札

6 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加するものは、入札の前日15時までに資格審査結果通知書(写)または申請中と分かる書類を提出すること。
- (3) 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) **新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため郵便入札とし、入札書の提出は前日15時までに必着するようにすること。(電話・電報は認めない。)**
- (5) 見本判定品目については令和5年2月8日(水)1500までに宮古警備隊後方支援隊糧食班へ提出する。
- (6) 入札書については宮古島駐屯地会計隊契約班にて配布する。なお、直接受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- (7) 市場調査価格を令和5年2月9日(木)0900までに提出すること。
- (8) 入札日当日に不調となり再度の入札を行う場合は別示する。

7 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊宮古島駐屯地 第444会計隊 契約班 担当：富士

TEL(0980)76-6661 (内線345)

FAX(0980)76-6712